

議案第53号

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区営住宅に単身で入居することができる者の要件を改め、世田谷区営住宅船橋五丁目アパートを設置するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区営住宅管理条例（平成2年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「イ及びロ」を「ア及びイ」に改め、同号ハを同号ウとし、同条第2項ただし書を削り、同項第2号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号ハを同号ウとし、同項第7号中イをアとし、同号ロ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同号ロを同号イとし、同号に次のように加える。

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センターにより配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター等において書面により配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出があったことの確認を受けている者

第5条第3項各号列記以外の部分中「第1項第2号イ」を「第1項第2号ア」に改め、同項第1号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号ハを同号ウとする。

第5条の2第3項中「前条第1項第2号ロ」を「前条第1項第2号イ」に改める。

第12条第1項第6号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、ニをエとし、ホをオとする。

第21条の2第1項中「第5条第1項第2号イ」を「第5条第1項第2号ア」に、「同号イ」を「同号ア」に、「同号ロ」を「同号イ」に、「同号ハ」を「同号ウ」に改める。

別表に次のように加える。

世田谷区営船橋五丁目アパート	東京都世田谷区船橋五丁目26番 1号及び2号	118
----------------	---------------------------	-----

附 則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - 第5条第2項ただし書を削る改正規定及び同項第7号に次のように加える改正

規定 令和7年4月1日

(3) 別表に次のように加える改正規定及び次項の規定 令和7年5月1日

- 2 別表に次のように加える改正規定の施行の前に、世田谷区営船橋五丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。